

平成23年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年 2 月23日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成23年2月23日(水)

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙
- 第5 広域連合長あいさつ
- 第6 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第4号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第5号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第6号 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 議案第7号 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第8号 損害賠償請求事件への独立当事者参加について

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員(29名)

1番 濱 欠 明 宏 君

2番 佐 藤 正 倫 君

4番 佐藤 ケイ子 君
7番 工藤 由春 君
9番 中上 一登 君
13番 伊藤 明彦 君
15番 平子 忠雄 君
18番 岩部 茂 君
21番 水野 英哉 君
23番 早坂 信一 君
25番 粒来 富雄 君
27番 早川 久衛 君
29番 山崎 幸男 君
31番 武田 平八 君
33番 佐藤 孝悟 君
35番 上机 莞治 君

5番 古館 章秀 君
8番 遠藤 公雄 君
12番 浅沼 幸雄 君
14番 秋元 厚子 君
16番 中崎 和久 君
20番 内田 和良 君
22番 野崎 重太 君
24番 川原 清 君
26番 田村 繁幸 君
28番 千田 力 君
30番 畠山 直人 君
32番 吉田 秀一 君
34番 畠山 博 君

欠席議員（6名）

3番 中村 勝吉 君
10番 山本 賢一 君
17番 田中 義一 君

6番 平田 武 君
11番 伊藤 彬 君
19番 牧野 茂太郎 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤 裕明 君
事務局長 川口 展世 君
業務課長 及川 重彦 君

副広域連合長 稲葉 暉 君
総務課長 佐藤 郁夫 君
会計管理者兼
会計室長 浅沼 和明 君

職務のため出席した者

議会書記長 佐藤郁夫君 議会書記 藤原佳奈子君
議会書記 岩間裕美君

開会 午後 2時10分

開会及び開議の宣告

議長（佐藤正倫君） これより平成23年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名であります。欠席の通告は中村勝吉君、平田武君、山本賢一君、伊藤彬君、田中義一君、牧野茂太郎君、以上6名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（佐藤正倫君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付してありますのでご了承を願います。

議事日程の報告

議長（佐藤正倫君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議席の指定

議長（佐藤正倫君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに、広域連合議会議員に2名の方がご当選されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読をさせます。

佐藤書記長。

議会書記長（佐藤郁夫君） 議席番号10番山本賢一議員、34番畠山博議員、以上であります。

会議録署名議員の指名

議長（佐藤正倫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、8番 遠藤公雄君、9番 中上一登君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（佐藤正倫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

議長（佐藤正倫君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員には、小野寺正孝君、及川俱子さん、駿河隼雄君、小田島郁子さんの4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小野寺正孝君、及川俱子さん、駿河隼雄君、小田島郁子さんの4人を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選されました。

連合長あいさつ

議長（佐藤正倫君） 日程第5、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 平成23年岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ご案内のとおり、厚生労働大臣の主宰する高齢者医療制度改革会議において、昨年12月に新たな医療制度についての最終取りまとめが行われました。後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国保に一本化するというものであります。加入する制度を年齢で区分することなく、高齢者の方は、国保や被用者保険に戻ることであります。

また、第1段階では、75歳以上の国保を都道府県単位の財政運営とするとともに、第2段階では、第1段階の施行から5年後の平成30年度を目標に、全年齢で都道府県単位化を進めることとしております。

今後におきましては、国と地方との協議の場が設置され、国保の構造的な問題の解決及び全年齢での都道府県単位化に向けて、都道府県や知事会と費用負担のあり方や国保の運営のあり方等について、具体的な検討が行われることとなっております。

厚生労働省におきましては、通常国会へ国民健康保険法等の一部を改正する法律案として、提出に向けて取り組んでいくこととしておりますが、関連法案の成立はかなり困難が予想されているところでございます。

いずれにいたしましても、本広域連合といたしましては、国の動向を注視いたしますとともに、現行の後期高齢者医療制度を円滑に、安定的に運営していくことが非常に重要であると考えております。そのためには、収納率の向上対策、医療費適正化の対策、高齢者の健康づくりなどの取り組みについて、着実に進めていかなければならないものと考えておりますし、保険者としての機能の強化をより一層図ってまいりたいと存じております。

本日は、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、臨時特例基金条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関する承認、平成22年度一般会計及び特別会計補正予算、平成23年度一般会計及び特別会計予算及び損害賠償請求事件への独立当事者参加についての8議案をご提案申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

議案第1号から議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第6、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第7、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」まで一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、ご配付申し上げております議案書をご覧いただきたいと思っております。1ページから2ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、提案理由についてご説明を申し上げます。

平成20年度から実施されております、被用者保険の被扶養者であった者に係る9割の軽減措置及び所得の少ない者に係る8.5割の軽減措置等が、平成23年度以降も継続されることに伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

平成23年4月1日から施行するものでございます。

なお、次のご説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては省略をさせていただきますと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議案書3ページから4ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第2号「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、提案理由についてご説明を申し上げます。

平成23年度以降も、これまでと同様に保険料の軽減措置が継続され、その財源につきましては、国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により措置されますことから、その交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、運用するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第1号から議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号から議案第2号までの2件を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号までは原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第8、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書5ページから6ページをご覧くださいと思います。

議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

人事院の給与勧告に伴いまして、国・県の例に準じ、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正したものであります。

まず、勤勉手当について、年間0.2カ月分引き下げ、3.95カ月分とするものであります。なお、各市町村におかれましては、既に所要の規定の整備をされているものであります。

平成22年12月1日から施行し、第2条の規定、平成23年度以降に支給する期末・勤勉手当の支給割合でございますが、それにつきましては平成23年4月1日から施行するものであります。

平成22年11月30日に専決処分を行ったものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

議案第4号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第9、議案第4号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」から、日程第10、議案第5号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」まで一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第4号「平成22年度一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億2,758万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億5,248万5,000円とするものであります。

議案書8ページから10ページをご覧くださいと思います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額の欄及び第2表債務負担行為をご覧くださいと思います。

ます。

また、別冊となっております平成23年2月の「平成22年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書」もお目通しをいただきたいと思います。

戻っていただきまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入についてでございますが、第1款の分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金であります。667万3,000円の減額であります。

第2款の国庫支出金は、保険料の軽減措置に伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金であります。10億3,258万8,000円の増額であります。

第4款の財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子であります。166万5,000円の増額でございます。

9ページから10ページをご覧くださいと思います。

次に、歳出についてでございます。

第2款の総務費は10億2,758万円の増額でございます。平成23年度分の被扶養者や低所得者の保険料軽減に係る後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金10億3,425万円の増額。それから、交通事故等に係る第三者行為の訴訟参加経費等32万5,000円の増額でございます。

また、第三者行為の損害賠償請求事件の訴訟参加経費につきましては、次の10ページでございます第2表のとおり債務負担行為とするものであります。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号、平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,265万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,416億4,858万9,000円とするものであります。

議案書の12ページから14ページをご覧くださいと思います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額の欄及び第2表債務負担行為をご覧くださいと思います。

また、別冊となっております平成23年2月の「平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書」にもお目通しをいただきたいと思います。

12ページ、13ページでございます。

歳入についてでございますが、第1款の市町村支出金は、34市町村の事務費負担金2,265万7,000円の減額であります。

13ページの歳出でございますが、第1款の総務費は2,265万7,000円の減額でございます。これは、一般管理事務の427万6,000円の減額や医療費適正化事業1,533万2,000円の減額等でございます。

また、14ページになりますけれども、療養費・葬祭費の支給事務委託、診療報酬明細書の二次点検委託につきましては、第2表のとおり債務負担行為とするものであります。4月1日から対応できるように債務負担行為とさせていただいているものであります。

以上、議案第4号及び議案第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第4号から議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。議案第4号から議案第5号までの2件を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第5号までは、原案のとおり可決されました。

議案第6号から議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第11、議案第6号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から、日程第12、議案第7号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」まで、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

最初に、川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号「平成23年度一般会計予算」についてでございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,853万8,000円とするもので、詳細につきましては担当の佐藤課長のほうからご説明を申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤郁夫君） 平成23年度一般会計予算についてご説明いたします。

平成23年度の予算に関する説明書、4ページ、5ページからご覧願います。

歳入であります。

1款1項1目市町村負担金2億800万円は事務費負担金ではありますが、広域連合規約に基づきまして算定しました、事務経費及び派遣職員人件費等の負担金になります。

2款1項1目及び6ページの3款1項1目保険料不均一賦課負担金それぞれ112万6,000円は、田野畑村に係る保険料不均一賦課の国庫及び県負担金であります。

続きまして、6款1項1目基金繰入金650万9,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成21年度繰越金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものであります。

続きまして、歳出であります。

10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項議会費は、議会運営に係る経費としまして、平成22年度実績から所要額を計上したものであります。

2款1項総務管理費は、広域連合事務局の運営に係る経費としまして計上しているものであります。主な経費といたしまして、3節職員手当は時間外勤務手当、寒冷地手当等であり、14節使用料及び貸借料は、事務用パソコン、岩手県自治会館事務室、職員住宅等の借上料、賃借料であります。19節負担金、補助及び交付金は、派遣職員の人件費負担金であります。

なお、平成23年度におきましては、市町村職員22名及び岩手県職員1名の派遣を予定しておるところでございます。

その他、一般管理費につきましても、平成22年度の実績から所要額を計上したものでございます。

12ページ、13ページをご覧願います。

2款1項1目選挙管理委員会費及び2款3項1目監査委員費は、例月出納検査及び定期監

査等に要する経費など、所要額を計上しているものであります。

3款1項1目老人福祉費は、田野畑村の保険料の不均一賦課に係る国庫及び県負担金合計額を後期高齢者医療特別会計に繰り出しするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 次に、川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の18ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第7号「平成23年度後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,421億6,549万7,000円と定めるものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は100億円とするものでございますし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に、同一款内での各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

議案第6号から議案第7号につきましては、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 及川業務課長。

業務課長（及川重彦君） それでは引き続き、平成23年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入の概要からご説明を申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。

第1款市町村支出金に218億6,582万1,000円でありまして、これは市町村の事務費負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金の合計額でございます。

なお、保険料軽減対策に充てます国費の受け入れが、平成23年度当初予算で見込めますところから、市町村の保険料等負担金は前年度に比べて減額となっております。

第2款国庫支出金に481億6,637万6,000円でありまして、その内訳は、国庫負担金として療養給付費負担金及び高額医療費負担金が343億3,391万5,000円、国庫補助金として調整交付金及び保健事業補助金などが138億3,246万1,000円となっており、これらの合計額であります。

第3款県支出金に116億7,134万3,000円でありまして、これは療養給付費及び高額医療費についての県負担金の合計額であります。

第4款支払基金交付金に580億7,406万1,000円でありまして、これは社会保険診療報酬支

払基金から交付されます財政支援金であります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金に500万円ではありますが、これは同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第8款繰入金に10億4,319万6,000円であります。これは保険料不均一賦課に係る一般会計からの繰入金225万2,000円と、保険料軽減対策に充てます後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金10億4,094万4,000円との合計額であります。

第9款繰越金に12億1,719万円ではありますが、これは平成22年度からの繰越金であります。

第11款諸収入に1億2,251万円ではありますが、これは預金利子のほか、第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、別冊でお配りしてございます平成23年度予算に関する説明書によりまして、特別会計予算に係る歳入歳出予算事項別明細書を参照いただきながらご説明を申し上げます。

それでは、別冊資料、平成23年度予算に関する説明書の34、35ページをお開き願います。

まず、第1款総務費に2億8,661万5,000円あります。これの内訳として、第1項総務管理費は、ページ右側になります、35ページの説明欄に記載をしてありますとおり、管理用事務経費のほか、広域連合と市町村とを結ぶ電算システムの保守等委託料や保険医療機関等から提出されます診療報酬明細書の審査等に要する経費などでございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

また、第2項賦課徴収費に56万7,000円ありますが、これは後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や、市町村との協議のための旅費であります。

それでは、資料の36、37ページをお開き願います。

第2款保険給付費は総額1,414億1,307万7,000円あります。これの内訳は、療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、国保連合会に支払います審査支払手数料を含めた第1項の療養諸費や、高額療養費及び高額介護合算療養費からなる第2項の高額療養諸費に、第3項の葬祭費を加えた所要額の合計額であります。

なお、高額介護合算療養費は、前年度比較で5,900万円余の減額となっておりますが、これは支給額を算定する際に用います全国共通の電算システム整備の遅れから、平成22年度では前年度申請の支払い分までを計上していたところでありましたため、平成23年度では当年

度申請分を計上するため、見かけ上所要額が減ったものであります。

資料の38、39ページをお開き願います。

第3款県財政安定化基金拠出金に1億2,288万5,000円であります。これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして、県に設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものであります。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金に1,212万円ありますが、これは国民健康保険中央会が行います同事業に拠出するものであります。

第5款保健事業費に2億6,987万7,000円ありますが、関係市町村と当広域連合とが共同で実施いたします健康診査事業や、人間ドック等に係ります健康保持増進事業への補助金などであります。

資料の40、41ページをお開き願います。

第8款公債費に1,082万2,000円ありますが、これは一時借入金の利子であります。

第9款諸支出金に4,010万1,000円ありますが、これは保険料還付金等であります。

第10款予備費には1,000万円を計上してございます。

以上、議案第7号「平成23年度後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第6号から議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

佐藤ケイ子さん。

4番（佐藤ケイ子君） 新年度予算について、予算に関する説明書の資料に沿って質問をいたしますので、ご説明をお願いいたしたいと思います。単純な質問ですのでよろしくお願い致します。

まず、6ページ、7ページのところに6款基金繰入、今回は650万ということですがけれども、この基金残高見込みはどのくらいになるのか、そして基金の残高の望ましい額というのはあるのかどうか、そこを1点。

それから、歳出ですけれども、10ページ、11ページに関係するんですが、人件費のことです。職員は23名ということですが、前年度は22人、その前は23人ということで、1人減ってまた1人増えた、もとに戻った形じゃないかなというふうに思ってみましたがけれども、そうでしょうか。それはどういう内容で、職員がまた増えなければならないのかなというこ

とをお伺いしたいと思います。昨年は、多分、県から派遣される職員がいらっしゃるので、1人職員は減じてもいいのかというような答弁だったように思いますけれども、その関係をお伺いいたします。

それから、特別会計のほうなんですけれども、特別会計の全体的な歳入の考え方についてですけれども、市町村の残金とか事務費負担金、支出が減額されておりますし、それから保険料負担も減額されているので、この点についてはいいなと思ったわけなんですけれども、ここで、国庫支出金が増額になっております。先ほどの説明では、当初から国庫支出金の増額が見込まれるのだというような説明だったかなというふうに思っておりますが、今、国会の情勢は混沌としておりまして、予算案、その関連法案が通るのかどうか、そして、よもや資金ショートになりはしないかというようなことが、うそかまことか語られておりまして、もしそのような場合、この会計はどのようにっていくのかということをお伺いいたします。

議長（佐藤正倫君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤郁夫君） まず、第1点の基金の繰入金についてご説明を申し上げます。

ここに計上しておりますのは、21年度の残分の2分の1をこのまま入れたものでございます。今年の1月末現在で2,400万ほどが残高として残っております。これにつきましては、補正額の余剰分をそのまま基金のほうに積み立てるというような形をとっております。

それから、2点目の職員定数22名から23名への増でございますが、これは岩手県からの派遣に関係しているわけでございますけれども、当初、岩手県との派遣協議では、2年間、岩手県の経費で派遣していただくと、こちらのほうでは駐在という扱いでございますが、3年目以降につきましては、地方自治法上の派遣でお願いしたいという協定がございまして、23年度以降につきましては、広域連合の負担で派遣していただくということで、協定済みでございます。ということで、23年度につきましては、岩手県の職員の分は広域連合で持つということで23名にしてございます。

議長（佐藤正倫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 国庫支出金のご関係でございますけれども、国会情勢が混沌というお話でございましたけれども、私どものほうでは、国のほうで昨年の11月26日に補正予算というのが成立し、国会を通過しております補正予算措置がされた部分は10億円ほどでございます。今日中に国から私どものほうに入ってきているはずでございますけれども、その部分は財政上は問題はないかと思います。

ただ、先ほども連合長からお話し申し上げましたけれども、国の新しい予算関連法案とい

う部分はいろいろ出てまいりますので、これからどうなるのかというのは国会情勢によりま
すけれども、新しい制度の部分というのは、今、国では法案の提出を目指して取り組んでい
くという状況でございます。

この軽減に係る予算措置は、もうされているというご理解をしていただければよろしいか
と思います。

以上でございます。

議長（佐藤正倫君） このほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見も終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号から議案第7号を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第13、議案第8号「損害賠償請求事件への独立当事者参加につい
て」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号「損害賠償請求事件への独立当事者参加について」でございます。

交通事故に係る第三者行為の損害賠償請求事件への独立当事者参加の申し出をすることに
ついて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会

の議決を求めるものでございます。

初めに、1の当事者でありますけれども、参加申出人は、私ども岩手県後期高齢者医療広域連合であります。原告は、交通事故の被害者であります本広域連合被保険者でございます。被告は、交通事故の加害者ということになります。

次に、2の参加の趣旨でございますけれども、交通事故に係る加害者及び被害者であります当事者双方を相手として、民事訴訟法第47条の規定により訴訟に参加するものであります。

3つ目の参加の理由でありますけれども、当広域連合は、原告被害者が、被告加害者に対して交通事故に基づく損害賠償請求権を提起している盛岡地方裁判所花巻支部の平成22年（ワ）第125号事件の訴訟に参加することによりまして、当広域連合から給付を行いました医療費の未収債権を保全しようとするものでございます。

4番の所轄の裁判所でございますが、盛岡地方裁判所花巻支部でございます。

最後に、請求の趣旨でございますけれども、原告被害者が被告加害者に対して有している損害賠償請求権のうち、当広域連合に未払いである給付の範囲において訴訟に参加し、債権の存在することを確認するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） ないようですので、質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（佐藤正倫君） 以上をもって日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐 藤 正 倫

署 名 議 員 遠 藤 公 雄

署 名 議 員 中 上 一 登